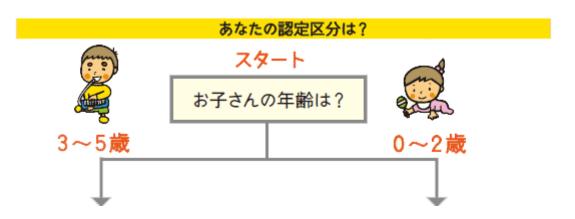
## 認定について



## 認定について

# 施設などの利用を希望する場合は、 お住まいの市町村から利用のための 認定を受ける必要があります。

認定区分

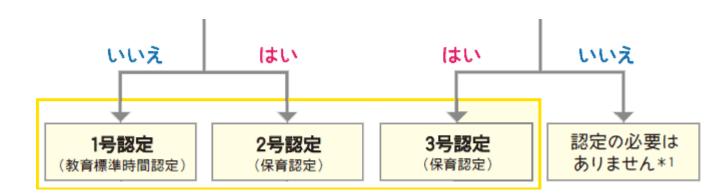


「保育を必要とする事由」 に該当しますか?

▶「保育認定(2号・3号)について」参照

「保育を必要とする事由」 に該当しますか?

▶「保育認定(2号・3号)について」参照



\*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。

#### Q. 共働きでも幼稚園を利用したい場合は?

A. 共働きでも幼稚園の教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。

保育認定(2号・3号)について

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号・3号認定)に当たっては、 以下の2点が考慮されます。

- 1. 保育を必要とする事由 次のいずれかに該当することが必要です。
  - 就労(フルタイムのほか、【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】)
  - 妊娠、出産
  - 保護者の疾病、障害
  - 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
  - 災害復旧
  - ・ 【求職活動(起業準備を含む)】
  - 【就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)】
  - 【虐待やDVのおそれがあること】
  - 【育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること】
  - その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

### 2. 保育の必要量

- 保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。
- a「保育標準時間」認定=最長 11 時間(フルタイム就労を想定した利用時間) b「保育短時間」認定=最長 8 時間(パートタイム就労を想定した利用時間)
- ※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり48~64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。